

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎
(写送付先: 東京都知事)

小笠原諸島の自然保護について(申入れ)

標記のことについて、本会議第321回 運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

近時、永らく日本国民によって要望されていた小笠原諸島の施政権が日本に復帰するはこびになったことは、われわれの深く喜びとするところである。

元来、小笠原諸島は熱帯性の離島であって、きわめて特殊な生物相をもち、学術的見地からみて非常に高い価値を有することは周知の通りである。

なお、その自然環境が幸いにして近年迄、比較的破壊されず残っている部分が多いという面からみても、その自然を保護することは特に重要である。

今回、小笠原諸島が日本に復帰するにあたり、その産業、観光等の開発について諸種の計画が云々されているが、それらの開発計画が実施されるに先立って、同諸島の自然環境の保護に留意することが、学術上緊急必要であると考える。

よって政府は、同諸島開発に先立って同諸島の自然保護について、適切な処置をとられるようこゝに申し入れる次第である。

なお、われわれは、たとえば、同諸島に自然保護地区を設定すること、あるいは、同諸島の自然研究のための施設を設定すること等を含め、学術上の観点から同諸島の自然保護のための観告を行う予定であり、同諸島の開発が進められるに際し本会議に十分の連絡をとられることを要望する。

また、近々各方面で行われようとしている同諸島への学術調査団の派遣等に関しても、その調査の項目、組織等について遺漏のないことを希望し、その遺憾なきを期するために、それらの点について本会議の意見を徴されるよう希望する。

日本学術振興会会長 茅 誠 司 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

沖縄との学術交流について(申入れ)

標記のことについて、本会議第324回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は昭和40年11月15日付 庶発第1017号で沖縄との学術交流を促進するよう政府に勧告した。このことに関連して、特殊法人日本学術振興会の実施する事業のうち、次の点につき善処されたい。

1. 沖縄の科学者に日本学術振興会の流動研究員として応募資格を認めること。
2. 沖縄の科学者に日本学術振興会の奨励研究員として応募資格を認めること。
3. 今後、日本学術振興会においても沖縄の科学者との学術交流について積極的に促進する方途を考慮すること。 別添参考資料：沖縄との学術交流について(勧告)